

特別休暇（あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合）の細部事項の制定について（通達）

平成 11 年 5 月 13 日

熊警第 1898 号

熊本県警察職員の特別休暇については、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年熊本県人事委員会規則第 2 号）第 13 条の規定により運用しているところであるが、同条の「あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合」の細部事項を別添のとおり定め、平成 11 年 6 月 1 日から実施することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、「特別休暇（あらかじめ人事委員会の承認を得て服務監督権者が定める事項に該当する場合）の細部事項の制定について」（平成 4 年 3 月 21 日付け熊警甲第 551 号例規）は廃止する。

別添

特別休暇（あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合）の細部事項

事 項	期 間	休暇の承認単位	疎 明 方 法	備 考
学校教育法による通信教育の面接授業への参加	その都度警察本部長が必要と認める期間	1 日	事実を証する書類によること。	
国民体育大会、県民体育大会、各種競技の対県試合等のレクリエーションへの参加	その都度警察本部長が必要と認める期間	1 日	事実を証する書類によること。	